

未来ビジネス村会員規約

第 1 条 (定義)

本規約によって定める条項は、一般社団法人未来ビジネス村 (以下、「本社団」という。) が運営・管理する会員組織に適用されるものとします。

第 2 条 (目的)

本会員組織は、本社団が認めた個人、法人が未来ビジネス村のシステムを利用することにより、事業の拡大、利益の最適化を図ると共に会員相互の品格ある交流の場を提供することを目的とします。

第 3 条 (入会資格) 未来ビジネス村の入会資格は下記のとおりとします。

- 1.本規約および未来ビジネス村の諸規則を遵守すること。
- 2.銀行取引停止処分、差押、仮差押、強制執行、会社更生手続の申立を受け、もしくは公租公課の滞納処分等を現に受けていないこと。
- 3.事業拡大に積極的であること。
- 4.会員相互に尊重し合い、敬意をもって接することができること。
- 5.本社団が適切と認めた個人または法人であること。

第 4 条 (諸規則の遵守)

- 1.会員は、本規程、および本社団の定める諸規則を遵守しなければなりません。
- 2.未来ビジネス村敷地内の施設の具体的利用にあたっては、本社団の指示に従わなければなりません。

第 5 条 (入場の禁止及び退去)

本社団は、下記の各項に該当する個人、法人の未来ビジネス村敷地への入場を禁止または退去を命じることができます。

- 1.本規約および未来ビジネス村の諸規則を遵守しない場合
- 2.入会資格を満たさないもしくは満たさなくなった場合
- 3.本社団が不相当と認めた場合

第 6 条 (退会)

- 1.会員が自己都合により本会員組織を退会する場合は、退会を希望する 30 日前までに書面により手続きを完了しなければなりません。(電話等による申し出は受け付けられません)
- 2.前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
- 3.会費、利用料等が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 4.退会月の会費は、退会が月の途中であってもこれを全額支払わなければなりません。
- 5.会員が自己都合により会費を 2 ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

第 7 条 (会員資格の停止および除名)

本会員組織は会員が次の一つに該当すると認めた場合は会員資格の停止、または除名することができます。

- 1.未来ビジネス村の名誉、信用を傷つけたとき。
- 2.未来ビジネス村敷地内の施設を故意に破損した場合。

- 3.本会則、その他本社の定める諸規則に違反した場合。
- 4.会費その他の債務を滞納し、本会からの催促に応じないとき。
- 5.入会に際して本会に虚偽の申請をしたと判明したとき。
- 6.未来ビジネス村の運営秩序を乱したり、他の会員に迷惑となる行為をしたとき。
- 7.その他、会員としてふさわしくない言動があったと、本会が認めたとき。

第 8 条 (資格喪失)

会員は次の場合その資格を喪失します。

- 1.退会
- 2.死亡
- 3.除名
- 4.運営上重大な理由により未来ビジネス村を閉鎖したとき。

第 9 条 (会員資格の譲渡)

未来ビジネス村の会員資格は、譲渡もしくは相続その他包括承継できません

第 10 条 (会費およびその他の料金)

- 1.会員は別途定める会費およびその他の料金を本会に支払わなければなりません。
- 2.会員は会費およびその他の料金を所定の方法で、所定の期日に会社に支払わなければなりません。また、期限経過後の会費・その他料金は理由を問わず返還いたしません。
- 3.利用の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した月までの会費のお支払いが必要となります。

第 11 条 (休業・休館)

本会は、次の理由により未来ビジネス村の全部または一部を休業することがあります。

- 1.気象、災害等により会社が営業を不可能と認めるとき。
- 2.施設の点検、補修または改修をするとき。
- 3.法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
- 4.その他休業を必要と認めるとき。

第 12 条 (事故責任)

未来ビジネス村敷地内で会員本人又は第三者に生じた人的物的事故については、本会に故意または重大な過失がある場合を除き、本会は一切損害賠償の責を負いません。

第 13 条 (盗難および紛失)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第 14 条 (会員の損害賠償責任)

会員が未来ビジネス村敷地内において自己の責に帰すべき事由により、本会または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。 第 15 条 (解散)

- 1.未来ビジネス村は止むを得ざる事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより解散することができます。
- 2.解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

3.解散の場合、本社は会員に対し、特別な補償は行いません。

第 18 条（本規約その他の諸規則の改定）

本社は、本規約、細則、利用規定、その他未来ビジネス村の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

2022年7月〇〇日 制定